

松山市長 野 志 克 仁

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則をここに公布する。

記

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市墓地等の経営の許可等に関する条例（令和5年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(火葬場の環境基準)

第3条 条例第10条第2号の規則で定める大気汚染、悪臭及び騒音に係る基準は、別表のとおりとする。

(墓地等設置事前協議書)

第4条 条例第12条第1項の規則で定める墓地等設置事前協議書は、第1号様式のとおりとする。

(標識)

第5条 条例第13条第1項の標識（以下この条において単に「標識」という。）の様式は、第2号様式のとおりとする。

2 標識の大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とする。

3 標識の高さは、地面からその下端までを1メートル以上とする。

4 条例第13条第2項の規定による報告は、標識設置報告書（第3号様式）により行うものとする。

5 前項の標識設置報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 標識を設置した場所を明示した付近の略図

(2) 標識の設置の状況及び記載内容の分かる写真

(説明会開催等状況報告書)

第6条 条例第14条第4項の規定による報告は、説明会開催等状況報告書（第4号様式）により行うものとする。

2 前項の説明会開催等状況報告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 説明会を開催した場合 説明会会議録並びに配布資料並びに説明会に出席した者の住所、氏名及び連絡先が分かる書類
- (2) 個別の説明を行った場合 各戸の訪問記録及び配布資料
- (3) 個別の通知を行った場合 通知の送付先一覧及び配布資料
(協議者の責務)

第7条 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 墓地等の構造設備に関すること。
- (2) 墓地等の工事の方法等に関すること。
- (3) 墓地等の管理に関すること。
- (4) 公衆衛生その他公共の福祉の観点から考慮すべきこと。
(協議状況報告書)

第8条 条例第15条第2項の規定による報告は、協議状況報告書（第5号様式）により行うものとする。

2 前項の協議状況報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 協議会会議録
- (2) 協議を行った近隣住民等の住所、氏名及び連絡先が分かる書類
(報告の内容の調査)

第9条 市長は、条例第14条第4項又は第15条第2項の規定による報告を受けたときは、その内容について、近隣住民等に対し、調査を行うことができる。

(墓地等経営許可申請書)

第10条 条例第16条第1項の墓地等経営許可申請書の様式は、第6号様式のとおりとする。

2 当該墓地等の設置等に要する費用の一部を借り入れるときは、条例第16条第2項第1号の資金計画書に、借入金の返済の計画が明示された書類を添付しなければならない。

3 条例第16条第2項第2号の経営計画の収支見込書は、中長期的な需要の見込みがあり、かつ、将来にわたって健全な経営が可能であることが確認できるものでなければなら

らない。

4 条例第16条第2項第3号の申請時までの直近3年間の財務状況が確認できる書類は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第2項第3号、第4号及び第6号に掲げる書類の写しとする。

5 条例第16条第2項第4号の申請することを議決したときの議事録の写しには、宗教法人法第25条第2項第2号に掲げる書類の写しを添付しなければならない。

6 条例第16条第2項第6号の墓地等使用契約約款その他これに相当するものは、料金に関する規定が明確であり、かつ、墓地等の利用者に十分説明が行われるものでなければならない。

7 条例第16条第2項第7号の墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類には、次の事項について記載されていなければならない。

(1) 管理者及び会計責任者の住所、氏名及び連絡先

(2) 経営者以外の者に管理を委託するときは、管理委託契約の内容

(借入金融機関)

第11条 条例第16条第3項の規則で定める金融機関は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項各号に掲げる金融機関とする。

(墓地等変更許可申請書)

第12条 条例第17条第1項の墓地等変更許可申請書の様式は、第7号様式のとおりとする。

(規模を拡大する変更及び著しく軽微な変更)

第13条 条例第17条第1項に規定する墓地等の規模を拡大する変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 墓地の敷地面積の拡大

(2) 納骨堂の延床面積の拡大

(3) 火葬場の敷地面積若しくは延床面積の拡大又は炉の増設

2 条例第17条第2項に規定する変更内容が著しく軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 墓地等を経営する法人の登記内容の変更

(2) 墓地等の附帯施設等の変更

(墓地等廃止許可申請書等)

第14条 条例第18条第1項の墓地等廃止許可申請書の様式は、第8号様式のとおりとする。

2 市長は、条例第18条第1項の規定による申請を許可するときは、墓地等廃止許可書（第9号様式）を交付するものとする。

（墓地等経営（変更）許可書）

第15条 条例第19条第4項の規定による許可書の交付は、墓地等経営（変更）許可書（第10号様式）によるものとする。

（工事着手届）

第16条 条例第20条の工事着手届の様式は、第11号様式のとおりとする。

（工事完了届）

第17条 条例第21条の工事完了届の様式は、第12号様式のとおりとする。

（工事完了検査済証）

第18条 条例第22条第1項の工事完了検査済証の様式は、第13号様式のとおりとする。

（墓地等新設届等）

第19条 条例第23条の規定による届出は、墓地・火葬場（新設・変更・廃止）届（第14号様式）によるものとする。

2 条例第23条の墓地又は火葬場の概要が分かる書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたことを証する書類

(2) 墓地又は火葬場の付近の略図

(3) 墓地又は火葬場の設計図

(4) 墓地又は火葬場の所在地の登記事項証明書

(5) 宗教法人にあっては、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び宗教法人法第14条第4項に規定する認証した旨を附記した規則の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

（身分証明書）

第20条 条例第25条第2項の証明書は、第15号様式のとおりとする。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。別表（第3条関係）

項目	公害防止目標値		
	数値	単位	
排ガス濃度（排気筒出口）	ばいじん	0.01以下	g/m ³ N
	硫黄酸化物（S _o x）	30以下	ppm
	窒素酸化物（N _o x）	250以下	ppm
	塩化水素	50以下	ppm
	一酸化炭素	30以下	ppm
	ダイオキシン類	1以下	Ng-TEQ/m ³ N
悪臭物質濃度（排気筒出口）	アンモニア	1以下	ppm
	メチルメルカプタン	0.002以下	ppm
	硫化水素	0.02以下	ppm
	硫化メチル	0.01以下	ppm
	二硫化メチル	0.009以下	ppm
	トリメチルアミン	0.005以下	ppm
	アセトアルデヒド	0.05以下	ppm
	プロピオンアルデヒド	0.05以下	ppm
	ノルマルブチアルデヒド	0.009以下	ppm
	イソブチルアルデヒド	0.02以下	ppm
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009以下	ppm
	イソバレルアルデヒド	0.003以下	ppm
	イソブタノール	0.9以下	ppm
	酢酸エチル	3以下	ppm
	メチルイソブチルケトン	1以下	ppm
	トルエン	10以下	ppm
	スチレン	0.4以下	ppm
	キシレン	1以下	ppm
	プロピオン酸	0.03以下	ppm
	ノルマル酪酸	0.001以下	ppm
ノルマル吉草酸	0.0009以下	ppm	
イソ吉草酸	0.001以下	ppm	
臭気指数	排気筒出口	500以下	—
	敷地境界	10以下	—
飛灰	ダイオキシン	3以下	Ng-TEQ/g
騒音	作業室内	70以下	dB(A)（1炉稼働時）
		80以下	dB(A)（全炉稼働時）
	炉前ホール	60以下	dB(A)（全炉稼働時）
	敷地境界	50以下	dB(A)（全炉稼働時）